

聖籠町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

聖籠町長 渡邊 廣吉

#### 聖籠町条例第7号

聖籠町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例  
(聖籠町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正)

第1条 聖籠町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成3年聖籠町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正)

第2条 聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例(昭和62年聖籠町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の聖籠町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第4項の規定は、平成31年10月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例第3条第3項の規定は、平成31年9月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。